

2.2 海域利用の概況

2.2.1 漁業権区域

八代海北部海域の漁業権は、図 2.4 に示す共同漁業権がほぼ全域、区画漁業権(「のりひび建養殖」、「のり浮流し養殖」、「あさり養殖」、「はまぐり養殖」)が沿岸域を中心に設定されている。

区画漁業権における漁場の時期は、「あさり養殖」と「はまぐり養殖」が1月～12月、「のり養殖」が概ね9月～翌年4月である。

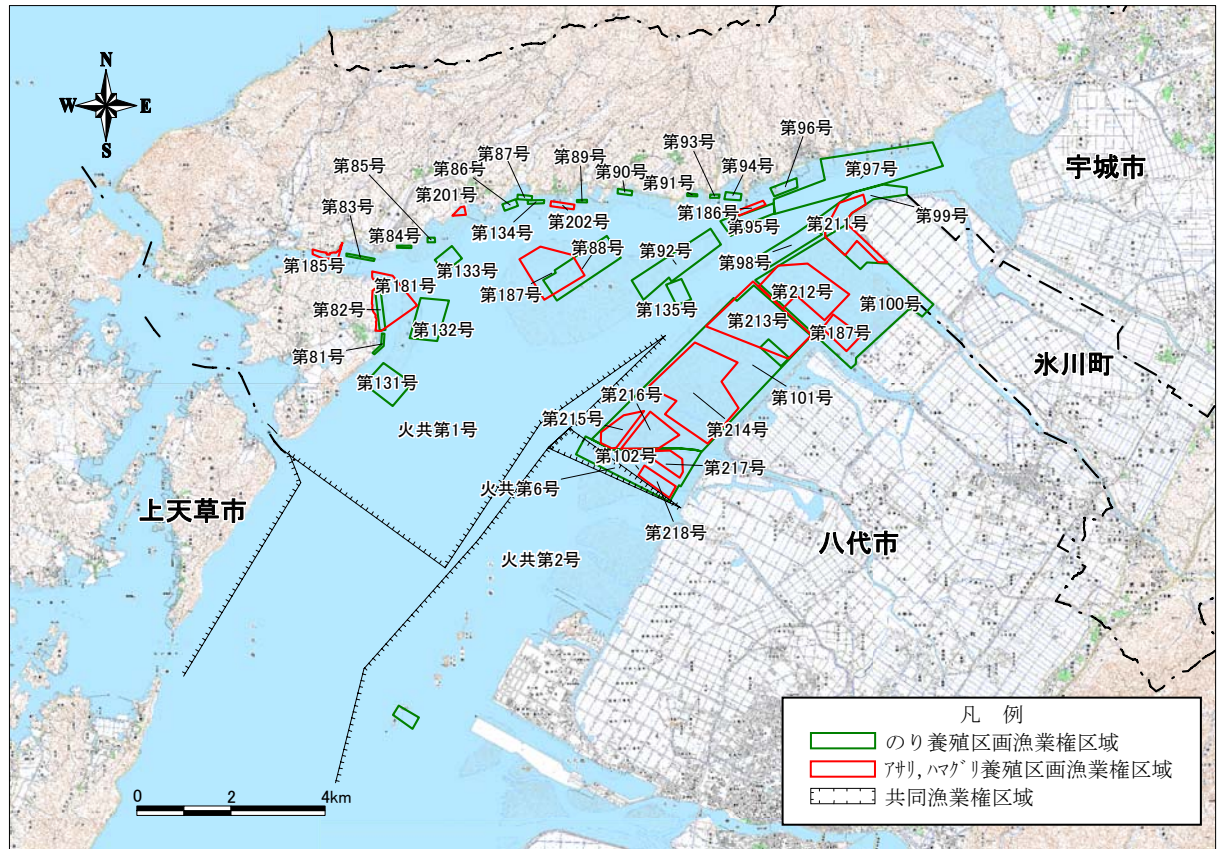


図 2.4 漁業権区域図

表 2.1 区画漁業権における漁場の時期

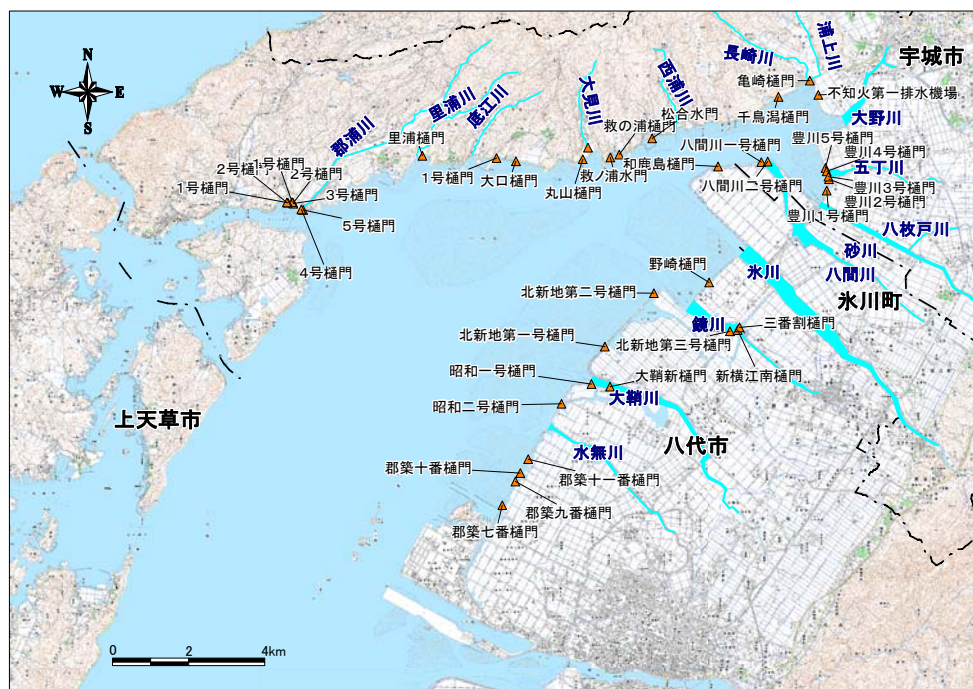
漁場番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期
火区第 81 号	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	火区第 131 号	第1種区画漁業 のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで
火区第 82 号	〃	〃	火区第 132 号	〃	〃
火区第 83 号	〃	9月1日から11月10日まで	火区第 133 号	〃	〃
火区第 84 号	〃	〃	火区第 134 号	〃	〃
火区第 85 号	〃	〃	火区第 135 号	〃	〃
火区第 86 号	〃	9月1日から翌年4月30日まで	火区第 136 号	〃	〃
火区第 87 号	〃	9月1日から11月10日まで	火区第 181 号	第3種区画漁業 あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
火区第 88 号	〃	9月1日から翌年4月30日まで	火区第 185 号	〃	〃
火区第 89 号	〃	9月1日から11月10日まで	火区第 186 号	〃	〃
火区第 90 号	〃	〃	火区第 187 号	〃	〃
火区第 91 号	〃	9月1日から翌年4月30日まで	火区第 201 号	第3種区画漁業 はまぐり養殖業	〃
火区第 92 号	〃	9月1日から翌年4月15日まで	火区第 202 号	〃	〃
火区第 93 号	〃	9月1日から11月10日まで	火区第 211 号	第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業	〃
火区第 94 号	〃	9月1日から翌年4月30日まで	火区第 212 号	〃	〃
火区第 95 号	〃	〃	火区第 213 号	〃	〃
火区第 96 号	〃	〃	火区第 214 号	〃	〃
火区第 97 号	〃	〃	火区第 215 号	〃	〃
火区第 98 号	〃	〃	火区第 216 号	〃	〃
火区第 99 号	〃	〃	火区第 217 号	〃	〃
火区第 100 号	〃	〃	火区第 218 号	〃	〃
火区第 101 号	〃	〃			
火区第 102 号	〃	〃			

出典) 熊本県公報 号外第25号(平成15年5月28日)

2.2.2 流入河川等

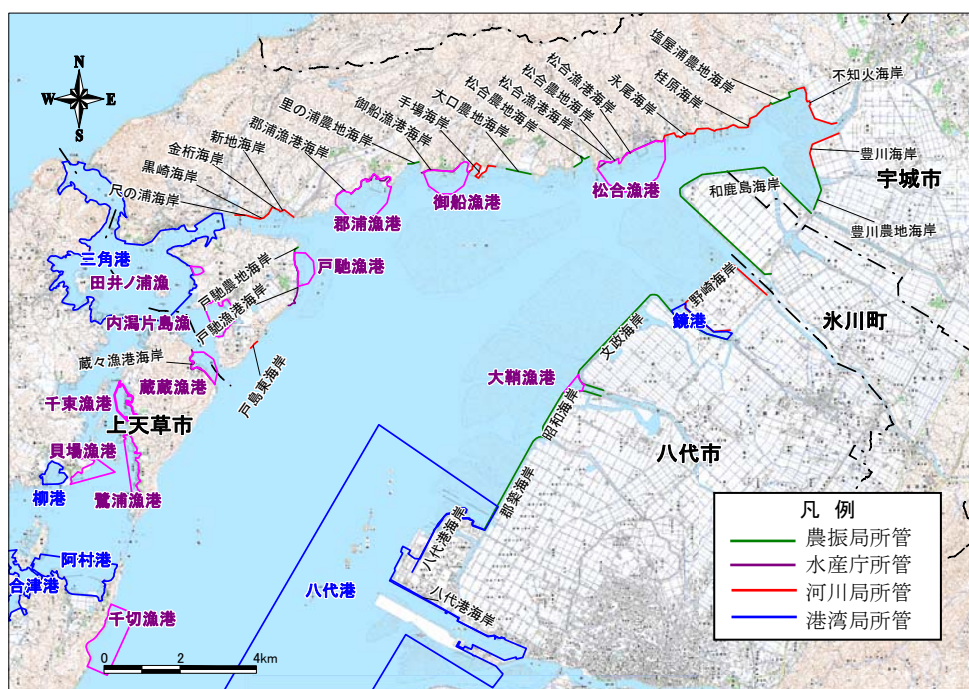
八代海北部海域に流入する河川及び樋門、漁港・港湾、海岸保全区域の分布状況をそれぞれ図 2.5、図 2.6 に示した。

対象海域の南東部では、氷川をはじめとする干拓地内を流下する河川と干拓地内より海域に面し排水される複数の樋門が点在している。また、重要港湾の八代港、第2種の大靫漁港の各種漁港・港湾が河口を中心に開け、海岸のほとんどが海岸保全区域として指定されている。



出典)「河川台帳」:熊本県河川課、熊本県農村整備課資料による

図 2.5 流入河川、樋門等の分布状況図



出典)熊本県海岸保全基本計画(案)平成 17 年:熊本県河川課

図 2.6 漁港・港湾区域、海岸保全区域